平成２２年（フ）第２５６号
山口市吉敷赤田５丁目１番５号　寺田方
債務者　徳重　良登（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６８号
山口市小郡上郷1537番地15
債務者　松永　町子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
山口市朝田496―４　木島成方、住民票上の住所山口県下関市富任町５丁目６番22号
債務者　足立　　浩
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
山口県下関市彦島本村町７丁目２番17―305号　南国マンションニュー青山
債務者　大橋美智夫
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
山口県下関市川中本町１番33号
債務者　境脇　克恵
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
山口県下関市綾羅木新町２丁目20番12―Ｃ―201号
債務者　髙橋　笑子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
山口県下関市長府野久留米町９番23号
債務者　石黒　　忍
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
山口県下関市幡生本町25番16―405号　アートスケープ幡生
債務者　三上　昌宏
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
愛媛県松山市築山町７番35号　ホワイトハウス松山702号
債務者　二宮　宏明
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６５９号
愛媛県松山市石手４丁目２番44号　グリーンハイツ石手201号
債務者　宇高　剛政
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２号
愛媛県今治市片山２丁目４番33号　ヴィオラ片山Ｂ棟103号
債務者　村上　耕一
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第８９１号
高知県香美市土佐山田町神通寺89番地２
債務者　西川　小夜
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９６号
高知市二葉町12番５号
債務者　岡田　慶吉
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８９８号
高知市宝永町３番14号　フォブール33―102号
債務者　依光　佳代
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９０６号
高知市大津乙411番地
債務者　能勢　　實
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９０７号
高知市大津乙1863番地32
債務者　開　智恵子
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１０号
高知市鴨部２丁目４番４号
債務者　小野山尚誉
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９１９号
高知市水源町28番地　ハイツヤマサキ101号
債務者　近森　槇男
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
高知地方裁判所破産係